

## 平成20年版 割賦販売法の解説（第1刷） 正誤表

「平成20年版 割賦販売法の解説（平成21年10月30日 第1刷発行）」に誤植がございました。ご迷惑おかけいたしましたこと、謹んでお詫び申し上げます。つきましては、本正誤表をご確認の上、訂正をお願いいたします。

ページ	箇所	誤	正
P76	上から3行目 (ア)	(ア) 提供された当該役務の対価に相当する額に <u>割賦手数料を加算した額</u> (↑二重下線部分を削除)	(ア) 提供された当該役務の対価に相当する額
P91	【解説】二 2行目	施行令 <u>第35条</u> 第1項第2号	施行令 <u>第34条</u> 第1項第2号
P99	【解説】二 1	施行規則 <u>第8条</u> 第4項	施行規則 <u>第21条</u> 第4項
P109	下から2行目 ( ) 内	(施行規則 <u>第28条</u> 第1項第4号及び第2項)	(施行規則 <u>第140条</u> 第1項第4号及び第2項)
P120	三	<u>第4項</u> は第3条第4項	<u>第3項</u> は第3条第4項
P184	下から2行目	<u>50万円以下</u>	<u>100万円以下</u>
P192	枠内10	施行規則 <u>第83条</u>	施行規則 <u>第81条</u>
P192	枠内②	与信契約の締結の年月日	与信契約の申込みの年月日
P193	枠内10	施行規則 <u>第81条</u>	施行規則 <u>第83条</u>
P193	枠内②	与信契約の申込みの年月日	与信契約の締結の年月日
P246	下から6行目 三	<u>三 本条の規定に違反した個別信用購入あっせん業者は、改善命令の対象となり(第35条の3の21)、その命令に違反した者は100万円以下の罰金に処せられる(第51条の6第2号)。</u>	<del>削除</del>
P467	第三条 見出し	第三条 法第七条の政令で定める指定商品は、別表第一に掲げる指定商品（同表第一号、第四十三号及び第四十四号に掲げるものを除く。）とする。	<u>(所有権に関する推定に係る指定商品)</u> 第三条 法第七条の政令で定める指定商品は、別表第一に掲げる指定商品（同表第一号、第四十三号及び第四十四号に掲げるものを除く。）とする。
P494	第六条の表と第七条の間		<b>(第六条第一項第四号と同条第二項を追加する)</b> <u>四 日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。</u> <u>2 前項の規定は、法第三条第二項の割賦販売の場合に準用する。この場合において、前項中「第一条第一項第二号」とあるのは、「第二条第一項第一号」と読み替えるものとする。</u>

ページ	箇所	誤	正
P 5 7 4	第十一条の下		<p><b>(第十六条の別記算式を追加する)</b></p> <p><u>別記算式</u></p> $\frac{\text{額面金額} - \text{発行価額}}{\text{発行の日から償還の日までの年数}} \times (\text{発行の日から供託の日までの年数} + 4)$ <p><u>この式の計算は、額面金額10円ごとに行ない、発行の日から償還の日までの年数および発行の日から供託の日までの年数について生じた一年未満の端数ならびに額面金額と発行価額との差額を発行の日から償還の日までの年数で除した金額について生じた一銭未満の端数は、切り捨てる。</u></p>

以上